

体験活動推進コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもたちに多様な体験活動の機会を提供するため、「市町村体験活動支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）」に規定する「市町村体験活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）」を活用し、様々な団体と連携して体験活動プログラムを構築・実施しようとする市町村に派遣する「体験活動推進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」の登録、派遣手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）会長は、コーディネーターとして体験活動に関して専門的な知識を有すると認める者に対し、様式第1号によりコーディネーターとしての登録を依頼する。

2 前項の規定により依頼を受けた者は、コーディネーターとして登録を承諾する場合、承諾書（様式第2号）に体験活動推進コーディネーター登録票（様式第3号）を添えて県民会議会長に提出する。

3 県民会議会長は、前項の規定により承諾した者をコーディネーターとして登録し、体験活動推進コーディネーター登録通知書（様式第4号）により通知するとともに、県民会議のホームページ等で公表する。

4 登録期間は登録日から2年を経過する日の属する年度の末日までとし、更新を妨げない。

(登録の変更)

第3条 コーディネーターは、登録内容に変更があったときは、速やかに体験活動推進コーディネーター登録変更届出書（様式第5号）により県民会議会長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第4条 コーディネーターは第2条第4項の登録期間中に登録の取り下げを希望するときは、体験活動推進コーディネーター登録抹消届出書（様式第6号）により、県民会議会長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる場合には、県民会議会長はコーディネーターの登録を抹消することができる。

(1) コーディネーターが死亡したとき又はその事実が判明したとき

(2) その他コーディネーターとしてふさわしくない行為があったとき

(派遣先及び派遣期間)

第5条 コーディネーターの派遣先は、市町村補助金を活用した体験活動プログラムを構築、実施する福岡県内の市町村とする。

2 派遣期間は、当該年度内とする。

(職務)

第6条 コーディネーターは、派遣先の市町村において次に掲げる業務に従事する。

- (1) 市町村が実施を検討する体験活動の把握
 - (2) 体験活動プログラムの企画及び派遣先市町村への提案
 - (3) 体験活動プログラム実施までの進捗管理
 - (4) 当該市町村内外に存する各団体との連携促進
 - (5) 体験活動プログラム実施の際の専門的助言・技術的支援
- 2 コーディネーターが支援する体験活動の種類は、補助金交付要綱第3条第1項第1号に記載するものとし、その例は、市町村体験活動支援事業補助金運用要領（以下「補助金運用要領」という。）3に記載するものとする。
 - 3 コーディネーターが体験活動のプログラムを企画する際は以下に留意する。
 - (1) 別紙「体験活動プログラムの考え方」に基づいた内容とする。
 - (2) 一過性の体験にとどまらず、継続的なプログラムとなるよう、その企画段階で別紙「継続的なプログラムの例」を参考とした構成とする。
 - (3) 前2号に加え、補助金交付要綱第3条第1項及び補助金運用要領2に記載する留意事項を踏まえる。

（派遣手続き）

- 第7条 市町村は、コーディネーターの派遣を受けようとするときは、派遣を受けたい日の10日前までに体験活動推進コーディネーター派遣申請書（様式第7号）を県民会議会長に提出する。
- 2 県民会議会長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査の上、コーディネーターの承諾を受け、予算の範囲内で派遣の可否を決定し、体験活動推進コーディネーター派遣決定通知書（様式第8号）により申請した市町村に通知するものとする。
 - 3 当該年度内に1市町村に対して派遣できるコーディネーターは1名までとする。

（派遣費用）

- 第8条 コーディネーターに対する派遣費用は別に定めることとし、県民会議が負担する。

（補則）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県民会議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から実施する。